

公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守

公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守を、以下の要領で公募に付す。

本件は、現在使用している対象ソフトウェアの保守を調達するものであるため特定業者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

1 公募に付する事項

- (1) 件名
公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守
- (2) 目的及び概要等
別途交付する「公募仕様書」のとおり。
- (3) 契約締結時期
平成 30 年 1 月上旬（予定）

2 参加資格

- (1) システムの理解等に関する条件
Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアの仕様を理解し、迅速な技術支援を行えること。
- (2) ライセンスに関する条件
 - イ 公庫が所有する Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアのライセンスについて、製造元である Oracle Corporation 社へ技術問い合わせが可能であること。
 - ロ 公庫が所有する Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアのライセンスに不具合が発生した場合、修正版の開発及び提供が可能なこと。
 - ハ 本調達における契約期間満了後については、本契約業者以外との契約を行うことに制限が発生しないこと。
- (3) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できるものであること。
- (4) 次の各項に該当しない者であること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - ロ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから、公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連

合したとき。

(ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(ヘ) (イ) から (ホ) までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(6) 業務の遂行に係る連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者

(7) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(8) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。

(9) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

3 仕様書交付及び交付期限

(1) 交付方法

本公告の日から、原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信し、担当者まで電話連絡を行うこと。

イ 電子メールの標題に、「公第 29-147 号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

ロ 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに仕様書を添付したうえで交付申請者に返信することにより、仕様書を交付する。

なお、窓口での直接交付を希望する者に対しては、項番 6 の申込・問合せ先にて交付を行う。

(2) 交付期限

平成 29 年 10 月 26 日（木）12 時 00 分

4 申込方法

参加を希望する者は、平成 29 年 10 月 26 日（木）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す提出書類を項番 6 の申込・問合せ先へ、項番 7 の提出方法にて提出すること。

5 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

イ 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））

ロ 財務諸表（直近 2 期分）

ハ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）

ニ 適合証明書（別添 2）

ホ 誓約書（別添 3）

（注）イ、ロ及びハは、平成 28・29・30 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：山下 祐慶

電話：03-3270-1552

FAX：03-3270-1411

7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添 1

平成 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住 所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が平成 29 年 10 月 13 日付けで公告した「公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)
(担当者名)
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-MAIL)

平成 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が平成29年10月13日付けで公告した「公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守」に係る「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	システムの理解等に関する条件 Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアの仕様を理解し、迅速な技術支援を行えること。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】 理由： 有・無
2	ライセンスに関する条件 イ 公庫が所有する Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアのライセンスについて、製造元である Oracle Corporation 社へ技術問い合わせが可能であること。 ロ 公庫が所有する Oracle Corporation 社製データベース管理ソフトウェアのライセンスに不具合が発生した場合、修正版の開発及び提供が可能なこと。 ハ 本調達における契約期間満了後については、本契約業者以外との契約を行うことに制限が発生しないこと。	【参加資格の条件の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】 理由： 有・無

別添3

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「公庫共通基盤（2号基盤）のデータベース管理ソフトウェアに係る保守」に係る公募（平成29年10月13日付け公告）に関し、「2 参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ イからホの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上